

よくあるご質問

Q1 採用日が月の途中の場合、その月から加入できますか。

A 加入できます。ただし、共済掛金は月単位ですので、月の途中でも1ヵ月分発生します。
(届出様式:様式2号「新規加入通知書」)

Q2 退職日が月の途中でありますが、掛金は納めなくていいですか。

A 退職月まで納めてください。ただし、給与の支払いがなく天引きできないなどの理由により納められない場合は、ご相談ください。

Q3 年度の途中で昇給(減給)しました。掛金は変更になりますか。

A 掛金(標準給与月額)は、毎年10月に改定し、翌年9月まで変更できません。

Q4 育児休業になります。給与が出ないのですが、共済掛金はどうなりますか。

A 休職等により、無給となり掛金の納入が困難な場合は、掛金の納入を一時中断することができます。ただし、中断の期間は、退職金を計算する際の加入期間から除かれます。
(届出様式:様式11号「共済掛金中断・再開届」)

Q5 理事長は退職共済制度に加入できますか。

A 理事長としては加入できません。施設長を兼務するなど、有給の職員の場合は加入できます。

Q6 各種届出書類はいつまでに提出すればよいですか。

A 届出様式毎に届出期限があります。事実が発生してから、加入の場合は10日以内、退職の場合は20日以内です。

Q7 新規加入通知書届を届出期限内に提出したが、共済掛金請求書に載っていない。

A 届出期限は加入の場合、事実が発生してから10日以内ですが、共済掛金請求書に表示するためには、前月の共済掛金請求書に記載した期限までに届け出が必要となります。

Q8 無給付通知書の加入期間の書き方について、8月10日に加入し翌年1月5日で退職しました。この場合の加入期間は何ヵ月ですか。

A 加入期間は、共済掛金を納めた期間になります。この場合、中断期間がないことを前提に6ヵ月になります。

Q9 退職金は、直接退職者本人の口座へ振込されますか。

A 退職金の支払者は、雇用されていた共済契約者等(事業主)になりますので、原則当協会より共済契約者等(事業主)名義の口座へ振込し、共済契約者等(事業主)から退職者本人へお渡し(口座へ振込など)となります。

Q10 加入期間が1年未満で退職した加入者の退職金は支給されますか。

- A 加入者の負担した掛金累計額も含めて、退職金としての給付はありません。
(届出様式: 様式 7号「無給付通知書」)

Q11 退職の届出を提出するのを忘れていました。共済掛金はどうなりますか。

- A 過納入分の共済掛金は、ケースにより異なりますが届出以降の共済掛金の納入で精算されます。
至急、届出書類をご提出ください

Q12 加入してすぐに結婚したのですが、加入期間が短くても慶弔金を受け取ることはできますか？

- A 福利協会加入日以降の入籍日であれば、慶弔金の請求を行うことができます。ただし、入籍日が加入日以前の場合は対象外となります。給付は、加入月の共済掛金納入確認後、施設口座へ振込みいたします。(届出様式: 様式1号「短期給付金請求書」)

Q13 加入期間6ヵ月以上1年未満で退職の場合、給付金がもらえると聞きましたが、どういうものですか。

- A 退会一時金というものです。加入期間とは掛金を納めた期間のことで、6ヶ月以上1年未満の場合、請求することができます。※給付金額1万円(届出様式: 様式1号「短期給付金請求書」)

Q14 観劇等の福利厚生事業に参加申し込みをしたいのですが、加入者本人は参加せずに家族のみの参加は可能ですか？

- A 原則、加入者本人の参加に伴って家族の参加申し込みをお願いいたします。

**Q15 ・停止になったので退職手続きしていいですか。
・掛金停止になったら、いつでも退職金の請求をしてもいいのでしょうか。**

- A 退職の事実がない(雇用は従前どおり継続)場合の手続きは、脱退^{※2}となります。

※2 脱退は、当協会退職共済規定の定めるところにより、計算した額の2分の1以内の額、又は加入者の負担した掛金の累計額のどちらか多い額が支払われます。

Q16 65歳になったので、その月から掛金取らなくていいのでしょうか。

- A 掛金の納入停止開始は、65歳に達した年度の翌年度(4月分)からですので、3月までは納入を要します。また、掛金停止該当者について、「掛金停止時確定通知書」(毎年4月発送)にて、共済契約者へ通知いたします。

Q17 掛金停止になると福利厚生事業に参加できないのですか。

- A 従来どおり参加できます。